

2021年6月24日 全9頁

税制上の「中小企業」の基準は適切なのか

企業規模を測る基準としての資本金についての考察

金融調査部 研究員 斎藤航

【要約】

- 大企業の中で資本金を減少させる減資を行い、税制上の「中小企業」になる動きが増えてきた。今般の新型コロナウイルス感染拡大により企業業績が悪化する中、税制上の「中小企業」になることにより税負担の軽減を受けることも目的にあると考えられる。
- 税制上の「中小企業」になると、①法人事業税における外形標準課税の対象外となる、②中小企業向けの各種税制措置の対象となる（法人税率の軽減など）、といった税負担の軽減を受けられる。
- かつては各種の規制が存在し、資本金には企業の規模を表す指標として一定の意味があった。しかし、減資により資本金を減少させるなど、資本金の額を恣意的に変更することも可能である。そのため、現在では資本金は企業の規模を示す指標として必ずしも適切ではないと考えられる。
- 従業員数などの指標を補足的に用いるなど、適切な税制上の企業規模測定の基準について検討が望まれる。

【目次】

1. はじめに..... 2 ページ
2. 税制上の「中小企業」の概要..... 2 ページ
3. 減資の手続き..... 4 ページ
4. そもそも「資本金」とは何か..... 6 ページ
5. 今後の課題..... 7 ページ

1. はじめに

大企業の中で資本金を減少させる減資を行い、税制上の「中小企業」になる動きが増えてきた。非上場会社だけでなく、上場会社においても、減資を行い税制上の「中小企業」になる動きが見られる。こうした減資には、事業規模に比して資本金が過大となっている場合に資本金を取り崩して株主に分配し資本効率を向上させるといった資本政策上の目的も考えられるが、税制上の「中小企業」になることにより、後述の税負担の軽減を受けることを目的とするケースもあると思われる。

本稿では、税制上の企業規模の判別の基準として資本金を用いるのが適切なのかを考察する。最初に、税制上「中小企業」になることによってどのような税負担の軽減を受けられるのかについてまとめ、具体的な減資の方法について説明する。その上で、そもそも資本金とは何かについて考察し、資本金を代替、もしくは補完する企業規模の基準について検討する。

2. 税制上の「中小企業」の概要

税制では、企業規模を測る基準の一つとして資本金（詳細は後述）が用いられ、資本金の多寡により適用される税制が異なる。税制では、細かい要件はあるものの、概ね資本金が1億円以下であれば「中小企業」に該当し、中小企業向けの税制が適用される。従って、資本金1億円超の企業が、後述の資本金を減少させる減資を行い、資本金1億円以下にすると、税制上「中小企業」となる。税制上「中小企業」となると、法人事業税における外形標準課税の対象外となること、中小企業向けの各種税制措置の対象となること、の大きく2つが影響する。

2.1. 税制の変化①：法人事業税における外形標準課税の対象外となる

法人事業税とは、法人の行う事業そのものに対し、事務所や事業所等が所在する都道府県により課される地方税のことである。法人事業税では、地方自治体からの行政サービスを利用している以上、たとえ企業が赤字であっても課税すべきという観点から、企業の事業規模を表すとされる資本金といった外観から客観的に判断できる基準に基づき課税する外形標準課税が導入されている。具体的には、資本金の額が1億円を超える企業が外形標準課税の対象となる（図表1）。

外形標準課税の対象企業は、所得割・付加価値割・資本割の3種の法人事業税を納める。所得割は各事業年度の所得金額に応じて課税される。付加価値割は各事業年度の付加価値額に応じて課税される。付加価値額は、「付加価値額＝収益配分額（報酬給与額¹＋純支払利子²＋純支払

¹ 報酬給与額とは、給料、賞与、手当、退職金等の合計額を指す。

² 「純支払利子＝支払利子－受取利子」

賃借料³⁾ ±単年度損益⁴⁾ で求められる。資本割は（資本金そのものではなく）**資本金等⁵⁾**の額に応じて課税される。

外形標準課税の対象企業は、赤字であれば所得割は納める必要がなくなるが、付加価値割や資本割は納める必要がある。資本割の課税標準は資本金等であり、資本金が1億円を超えている限りにおいては、無償減資⁶⁾を行っても（欠損填補分を除けば）、資本割の税額は変わらない。

図表1 法人事業税の標準税率（特別法人を除く）

外形標準課税法人（資本金の額が1億円を超える株式会社など）	所得割	年400万円以下の所得	0.4%
		年400万円を超え年800万円以下の所得	0.7%
		年800万円を超える所得	1.0%
		3以上の都道府県に事業所等を有する法人の所得	1.0%
	付加価値割		1.2%
	資本割		0.5%
「中小企業」（外形標準課税法人を除く株式会社など）	所得割	年400万円以下の所得	3.5%
		年400万円を超え年800万円以下の所得	5.3%
		年800万円を超える所得	7.0%
		資本金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事業所等を有する法人の所得	7.0%

（注1）協同組合、信用金庫、医療法人等の特別法人を除く。

（注2）税率は地方税法で定められた標準税率であり、東京都など自治体によっては標準税率を超える税率で課税する超過課税を課すところもある。

（出所）法令、千葉県「法人の事業税」東京都主税局「法人事業税・法人住民税」より大和総研作成

一方で、資本金の額が1億円以下の中小企業は、付加価値割や資本割を納める必要はなく、図表1の所得割のみを納める。つまり、資本金1億円以下の企業が赤字であれば、法人事業税は納めなくてよいこととなる。

ただし、外形標準課税の対象でない中小企業の方が所得割の税率が高くなるため、黒字企業では、中小企業に該当した方がより大きな税負担となる場合もある。

2.2. 税制の変化②：中小企業向けの各種税制措置の対象となる

資本金が1億円以下の企業は中小企業（ただし、資本金5億円以上である大企業の子会社などは中小企業に該当しない）に該当し、中小企業向けの各種税制措置の対象となり、税負担が軽減される。主な税制措置について中小企業以外に適用される税制と比較しまとめたのが図表2である。

³⁾ 「純支払賃借料＝支払賃借料－受取賃借料」

⁴⁾ 単年度損益とは、繰越欠損金控除前の税法上の所得を指す。

⁵⁾ 法人税法に規定する資本金等の額（資本金に新株発行・自己株譲渡による払込額等を加算し、資本払戻しの額等を減算した額）に2010年4月1日以降の無償増資相当額を加算し、2001年4月1月～2006年4月30日および2006年5月1日以降の無償減資等による欠損填補額を減算した額。ただし、資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた金額を下回る場合は、当該額となる。

⁶⁾ 株主に対し、金銭等の交付を行わず、会社の純資産を減らすことなく行われる減資のことを無償減資という。

例えば、法人税率が軽減される。税務上の赤字を翌期以降の黒字と相殺できる繰越欠損金控除の制度では、中小企業以外の場合は過去10年以内に生じた欠損金につき当期所得の50%まで繰越控除が可能であるが⁷、中小企業の場合は過去10年以内に生じた欠損金につき当期所得の100%まで繰越控除が可能である。各種税制措置の具体的な内容は中小企業庁が出している「中小企業税制」のパンフレット⁸で確認することができる。

図表2 中小企業向け税制措置と中小企業以外に適用される税制措置との比較

	中小企業	中小企業以外
法人税率の軽減	年800万円以下の所得については15% ^(注2) の法人税率が適用(800万円超の所得については法人税率23.2%)	全額法人税率23.2%
欠損金の繰越控除	過去10年以内に生じた欠損金につき当期所得の100%まで繰越控除可能	過去10年以内に生じた欠損金につき当期所得の50%まで繰越控除可能
交際費課税の特例 ^(注3)	次のいずれかの選択適用 ①800万円までの交際費等の全額損金算入 ②接待飲食費の50%の損金算入	接待飲食費の50%の損金算入(資本金の額等が100億円以下の場合に限る)

(注1) 各種の税制措置を適用するに当たっては資本金基準以外にも条件がある。

(注2) 本則(法人税法)は19%だが、2023年3月までに開始する各事業年度分の年800万円以下の所得については、租税特別措置法により税率が15%に軽減されている。

(注3) 適用期間は2022年3月までに開始する事業年度。

(出所) 法令、中小企業庁「中小企業税制 令和2年度版」より大和総研作成

3. 減資の手続き

2. で説明したような中小企業向け税制措置を受けるため、資本金1億円超の企業が資本金を1億円以下に減らす場合がある。減資を行うためには、会社法に則った手続きを行う必要があり、以下のような流れとなる。

株主総会の特別決議⇒債権者の保護手続き・債権者の異議申立⇒減資効力発生日⇒変更登記(効力発生日から2週間以内)

3.1. 減資の手続き①：株主総会の特別決議

まず、減資は原則として株主総会の特別決議が必要である⁹。この株主総会において、以下の事項を定める必要がある。

- ✓ 減少する資本金の額
- ✓ 減少する資本金の額の全部または一部を準備金とするときは、その旨および準備金とする

⁷ ただし、赤字であってもDX等に前向きな投資を行う企業に対し、コロナ禍の影響を受けた2年間(2020年2月1日から2021年4月1日までの期間内の日を含む事業年度)に生じた欠損金額につき、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%とする特例が創設されている。

⁸ 中小企業庁「[中小企業税制 令和2年度版](#)」を参照(2021年度税制改正が反映されていないことに注意)。

⁹ 例外として、株式の発行と同時に資本金の額を減少させる場合に、効力発生日後の資本金の額が効力発生日前の資本金の額を下回らないときは、取締役会設置会社では取締役会決議、取締役会を置かない会社では取締役の決定が必要。減少させた資本金を欠損填補に充てる場合は、株主総会の普通決議が必要。

額

- ✓ 減資の効力発生日

3.2. 減資の手続き②：債権者の保護手続き

次に、債権者の保護手続きをしなければならない。減資を行い、資本金を減少させ、その分を剰余金に計上することで、配当などの原資となり社外に財産が流出し債権を回収できない恐れがある。従って、このような規定が会社法で設けられている。以下の事項を官報に公告し、債権者に個別の催告を行わなければならない¹⁰。なお、債権者が定められた期間内に異議を述べた場合には、企業は、当該債権者に対し、弁済する、もしくは、相当の担保を提供する、または当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

- ✓ 資本金の額の減少の内容
- ✓ 最終事業年度の貸借対照表またはその要旨が記載されている場所
- ✓ 債権者が一定の期間内（1 カ月以上）に異議を述べることができる旨

3.3. 減資の手続き③：減資の効力発生

資本金の額の減少は、原則として、3.1. で説明した株主総会で定めた効力発生日に効力を生じる。ただし、3.2. で説明した債権者の保護手続きが終了していない場合は、効力が生じない。

3.4. 減資の手続き④：変更登記

会社法により、株式会社の設立時に資本金の額の登記が求められている。減資を行った場合、資本金の額の減少の効力発生日から 2 週間以内に本店所在地を管轄する法務局に資本金の額の変更登記をしなければならない。

¹⁰ ただし、官報での公告以外に日刊紙への掲載や電子公告を公告の方法として定めており、これにより公告を行う場合は、債権者への個別催告は必要としない。

4. そもそも「資本金」とは何か

3. で説明した手続きを行い、減資を行い、資本金を1億円以下まで減少させることで、中小企業向けの税制の適用を受けられる。次に、「資本金」とはそもそも何か、また、なぜ税制上資本金が企業規模の判定の基準とされたかについて説明する。

4.1. 資本金とは何か

会社法の観点からは、資本金とは、「会社財産を確保するための基準となる一定の金額」¹¹と捉えられる。株式会社においては、株主は出資した金額以上の責任を負わない（有限責任）。そのため、会社の財産が一定金額以上保有され続けなければ、会社が倒産した際に、債権者は自らの債権を回収できない恐れがある。従って、資本金は債権者保護を図るための仕組みであるといえる。

4.2. 資本金の会計上の位置づけ

次に、資本金の会計上の位置づけについて簡潔に説明する。図表3のように、貸借対照表の純資産は、株主に帰属する「株主資本」と株主資本以外から構成される。株主資本は、株主が拠出した払込資本と、獲得した利益を蓄積した留保利益に分けられる。この株主が拠出した払込資本はすべて資本金とするのが原則だが、資本金の払い込みの2分の1を超えない金額を資本準備金として積み立てることができる。払込資本の性質を持つ資本金・資本準備金以外はその他資本剰余金に分類される。

減資は、資本金の額を減少させ、その他資本剰余金や資本準備金に振り替える手続きである¹²。

図表3 資本金の会計上の位置づけ

純資産	株主資本	払込資本 (株主が拠出)	資本金	資本準備金
		留保利益 (蓄積した利益)	資本剰余金	その他資本剰余金
			利益剰余金	利益準備金
	自己株式	その他利益剰余金		
	株主資本以外			

(出所) 法令などより大和総研作成

¹¹ 中島成 (2021) 『令和元年改正法対応 図解 会社法のしくみ』, 日本実業出版社

¹² ただし、減資を行った後、株主に対する払い戻しや欠損填補などを行う場合がある。

4.3. なぜ税制上資本金が企業規模の判定の基準とされたか

法人税法上の中小企業の基準が資本金1億円となっている背景について、伊田(2016)¹³や当時の参議院大蔵委員会会議録¹⁴によると、法人税の軽減税率制度で資本金1億円の基準が導入された1966年当初の政府の見解から、以下のようにまとめられる。

- ✓ 当時の軽減税率制度は年所得300万円以下の金額につき大企業・中小企業関係なく、法人税率の軽減税率を適用するというものであった。しかし、中小企業の体質強化という税制の狙いに合わないため、中小企業だけに適用するような仕組みに変えた。
- ✓ 当時の中小企業基本法における中小企業は、製造業では資本金5,000万円以下あるいは従業員300人以下という定義であった。従業員数は常に変動するため、従業員基準では税務執行上問題を生じやすく、資本金のみの基準にした。
- ✓ 中小企業基本法と同一水準の資本金5,000万円の基準を用い、増資抑制になっては問題であり、資本金1億円を基準とした。
- ✓ 過去に特別償却制度で資本金1億円の基準を用いていた。

5. 今後の課題

4.3.で説明した背景から、税制上の企業規模測定基準として資本金1億円という基準が用いられた。資本金について、旧商法では株式会社には最低資本金規制(1,000万円以上)が課されるなど各種の規制が存在し、かつては企業の規模を表す指標として一定の意味があったと思われる。しかし、現在の法規制の下では、資本金が企業規模を判断する基準として適切ではないと思われる。

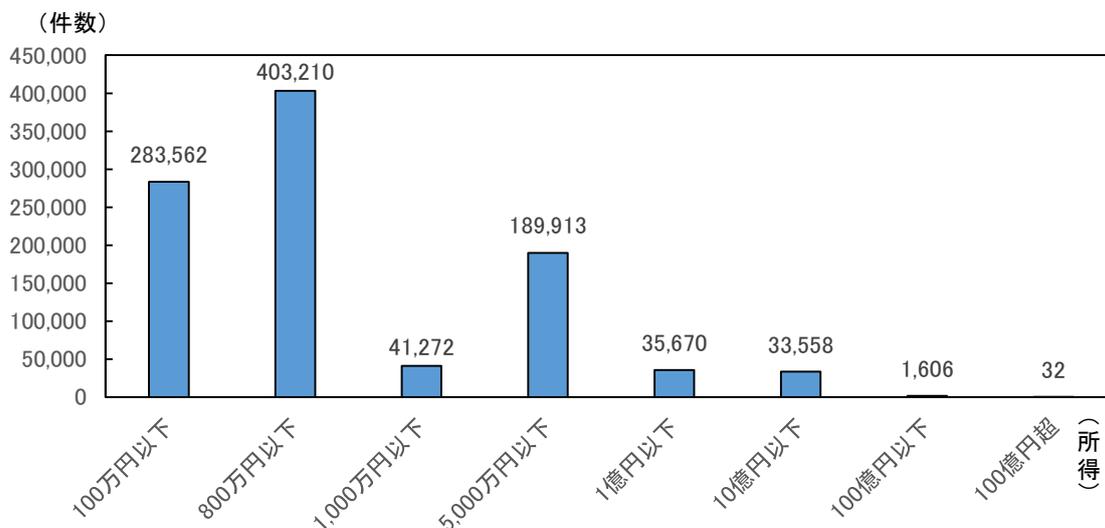
まず、払込資本のうち、資本金の2分の1を超えない金額を資本準備金として積み立てることができる。その上、現在の会社法では、理論上は資本金を0円まで減資させることが可能であり、資本金は企業の規模を適切に反映しているとはいえないだろう。

実際、所得が多くても中小企業向けの租税特別措置を受けている企業が存在する(図表4)。所得は年度による振れ幅が大きいため、注意してみる必要があるものの、実質的に大企業に匹敵するほどの所得がある企業が中小企業向けの税制の適用を受けるのは、経営基盤などが脆弱な中小企業を税制面で支援するという制度の趣旨に合わない。

¹³ 伊田賢司(2016)「中小企業をめぐる税制の現状と課題」,参議院『立法と調査』No.381, pp.113-123

¹⁴ 第51回国会参議院大蔵委員会第14号(昭和41年3月28日)

図表 4 所得階級別の法人税率の軽減措置（租税特別措置）の適用件数（単体ベース）



(注 1) 所得が 0 円または欠損の場合はそもそも法人税が課されないため、軽減措置の適用件数は 0。

(注 2) 2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの間に終了した事業年度において軽減措置を受けた件数（単体ベース、中小企業等である連結法人の適用件数は含まない）。

(出所) 財務省「租税特別措置の適用実態の結果に関する報告書」（令和 3 年 1 月国会提出）より大和総研作成

財務省（2014）¹⁵によると、中小企業向けの租税特別措置を受けられない資本金 1 億円超 10 億円以下の企業の平均所得は 4.2 億円（2012 年度）となっている。図表 4 と比較すると、資本金基準で「中小企業」に該当しない企業よりも高い所得の「中小企業」が資本金基準で「中小企業」と判断され軽減措置を受けていることがうかがえる。こうした問題意識は政府内にもあり、2017 年度税制改正では、本来の趣旨を踏まえ、中小企業向けの租税特別措置を受けるための要件に過去 3 年間平均の課税所得が 15 億円以下であることが加えられ、2019 年 4 月 1 日以後開始する事業年度において適用されている。

また、図表 4 で示した適用件数は、租税特別措置の適用実態の調査であり、法人税法で定めた法人税率の軽減措置の適用件数は含まれないことに注意が必要である。資本金 1 億円超の企業に対して適用される法人税率は全額 23.2%である。一方で、資本金 1 億円以下の「中小企業」に対しては、年 800 万円以下の所得に対し、通常は租税特別措置法に規定する 15%の軽減税率が適用される。「中小企業」の過去 3 年間平均の課税所得が 15 億円超になると、租税特別措置法の軽減税率は受けられないが、年 800 万円以下の所得に対し、法人税法に規定する 19%の軽減税率を適用することは可能である（前掲図表 2）。つまり、過去 3 年間平均の課税所得が高い「中小企業」は、（過去 3 年間平均の課税所得が低い「中小企業」と比べ）法人税率の軽減幅は小さくなるものの、法人税法上の軽減措置は受けられるのである。

そのため、経営基盤などが脆弱な中小企業の支援や税の公平性という観点から、従業員数など資本金以外の基準も活用し企業規模を把握することが望ましいと思われる。海外では、従業員

¹⁵ 財務省「税制調査会（法人課税 DG⑤）〔法人成り問題を含めた中小法人課税〕」（平成 26 年 5 月 9 日）

数や売上高、資産額による中小企業の定義が存在する¹⁶。法人税率軽減当時の参議院大蔵委員会会議録¹⁷からわかるように、従業員数は年度ごとの変動が大きく、かつてはその正確な把握が難しく、税務のトラブルが懸念されていた。

しかし、現在は、税務当局にとって企業の従業員数の捕捉がしやすい環境が整ってきている。例えば、近年、社会保険において、税務データを活用した社会保険未加入事業所への適用拡大が進められてきた。社会保険に加入している事業所では、(社会保険の加入対象とならないパートタイマーなどは除き)従業員の雇用や退職の都度、社会保険の加入手続きが行われるため、日本年金機構などはほぼ月次での従業員数を捕捉している¹⁸。税務当局が社会保険の加入データを活用することで従業員数を確認することもできるだろう。ただし、従業員数によって中小企業の基準を定めた場合、特に基準近辺の企業にとっては、従業員数の微増減によって対象企業が変わってしまいかねず、適用される税制が予測できず企業実務として難しい面がある。したがって、税制の予見可能性に考慮し、従業員数が一定数を上回っても(または下回っても)経過措置として一定期間は元の制度を適用するなどが考えられるだろう。ただし、従業員数を基準とすると、従業員数を基準未満に抑えるインセンティブが生じ、雇用に影響するデメリットも考えられる。メリット・デメリットを勘案し、海外の事例も参考にしながら複数の指標を用いることで企業規模を測定することが望まれる。

もっとも、与党においても資本金が税制上の企業規模測定の基準として適切か検討の必要がある旨の考えが表明されている。2016年度与党税制改正大綱¹⁹では、「中小法人課税については、実態を丁寧に検証しつつ、資本金1億円以下の法人に対して一律に同一の制度を適用していることの妥当性について、検討を行う。資本金以外の指標を組み合わせること等により、法人の規模や活動実態等を的確に表す基準に見直すことについて検討する。」と述べられている。しかし、その後現在に至るまで見直されていない。適切な税制上の企業規模測定の基準についてさらなる検討が望まれる。

¹⁶ 三菱総合研究所「平成27年度 海外の中小企業・小規模事業者に関する制度及び統計調査に係る委託事業報告書〈統計編〉」(平成28年3月、中小企業庁委託調査)などを参照。

¹⁷ 脚注14に同じ。

¹⁸ 日本年金機構は「[日本年金機構 事業所検索システム](#)」にて、事業所ごとの社会保険加入者数を一般にも公開している。

¹⁹ 自由民主党・公明党「[平成28年度税制改正大綱](#)」(平成27年12月16日)